

善通寺市子ども・家庭支援センター条例（案）

善通寺市子ども・家庭支援センター条例（平成19年善通寺市条例第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 子ども（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び子育て家庭の福祉の向上を図ることを目的として、善通寺市文京町二丁目2番2号に善通寺市子ども・家庭支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（指定管理者による管理）

第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、センターの管理を指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

- (1) 健全な遊びを通じた児童の集団的及び個別的な指導並びに体力増進の指導に関する業務
- (2) 子ども及びその保護者の交流の場の提供及び交流の促進に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（休所日）

第3条 センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休所することができる。

（開所時間）

第4条 センターの開所時間は、午前9時から午後7時まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（利用者の範囲）

第5条 センターを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども及びその保護者

(2) その他市長が利用させることを適当と認めた者

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者について、センターの利用を拒否し、又は退場させることができる。

(1) 感染性の疾病のあると認められる者

(2) 酒気を帯びた者

(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑をかけるおそれのある物品又は動物類を携行する者

(4) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者

(5) センターの施設又は設備を毀損し、滅失し、又はこれらの行為をするおそれのある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

(原状回復)

第7条 利用者は、その利用を終えたときは、速やかに利用場所を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第8条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、センターの施設又は設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。